

令和3年度  
三次市雇用対策協定に基づく  
事業計画

三 次 市  
広 島 労 働 局

## **第1 趣旨**

三次市（以下「市」という。）と広島労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、平成29年11月22日「三次市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び三次公共職業安定所（以下「ハローワーク三次」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「三次市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

## 第2 令和3年度の主な雇用施策

令和3年度の雇用施策は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、実施可能なものから随時実施するものとする。

### 1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

#### (1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業振興部、労働局においては職業安定部を雇用労働施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

#### (2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また、ハローワーク三次は、市に対して雇用労働施策の情報を提供し、事業所や経済団体、求職者に対しても積極的に雇用労働施策等の周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報みよし、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすい市民への情報提供に取り組む。

#### (3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク三次は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、三次市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

### 2 若者への就職支援、女性の活躍推進、人材育成等に向けた取組

#### (1) 若者への就職支援

ア 大学・高校新卒者に対する就職支援と管内企業とのマッチング支援

ハローワーク三次が学校との連携により早期の内定が得られるよう個別支援を行う。

また、市とハローワーク三次の連携による「三次市就職・就農・定住相談・面接会」

に大学等の卒業予定者、大学・高校等の卒業者の参加を促す情報提供を行う。

イ 市内企業の情報発信及び若者雇用促進法の周知・啓発

市は、学生・生徒の適切な職業選択、円滑な就職実現を図るため、各種企業情報等の提供を行うとともに、「高校生キャリア育成事業」、「中学生職場体験学習」による企業見学・体験などを積極的に行う。

労働局・ハローワーク三次は、若者雇用促進法に基づき新卒者を募集する企業に対し募集・採用に関する状況、労働時間などに関する状況、職業能力の開発・向上に関する状況など、幅広な情報提供をするよう求め、求人情報と共に発信する。

また、優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定制度)の周知を図る。

(2) 女性の活躍推進

ア 女性活躍推進法の周知啓発

市及び労働局は、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の基本方針を広く周知し、事業主に対して、女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定義務などを、広報紙やホームページなどにより周知啓発を図る。

イ 女性の就業継続と再就職の促進

市及び労働局・ハローワーク三次は、女性の継続就業支援に向けて、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する広報周知に努める。また、未就業期間が長期化した方の自信回復やスキルアップのため、職業訓練などを通じ円滑な再就職支援を図る。

また、市は、女性就業支援を目的とした「三次市女性活躍推進プラットフォーム事業」を実施する。

(3) 人材育成等の取組

市及びハローワーク三次は、人材不足が著しい医療福祉分野において、介護、看護、保育に係る潜在的有資格者に対して、職場見学等による最新情報の提供等により、ブランクによる不安の解消などに努め、三次市介護事業所人材育成等支援事業及び教育訓練

給付・専門実践教育訓練給付制度により人材育成を図る。

また、広島県立三次高等技術専門校との連携及び三次市職業訓練センターの活用を図り、職業訓練を通じて福祉、製造、建築分野等の人材不足関連分野の人材育成を推進する。

### 3 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大

#### (1) 高齢者の就職支援

ハローワーク三次は、高年齢求職者に対し、担当制による支援、個別求人開拓などの就職支援を行う。

市及びハローワーク三次は、高齢者の就業機会の確保を容易にするため、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会による高齢者活躍人材確保育成事業の周知及び三次市シルバー人材センターの活用を促す。

#### (2) 障害者の就職支援

ハローワーク三次は、障害者雇用の意向がある企業へ安定所の求職情報の提供や就労意欲の高い障害者に対する就労支援を行い、求人・求職のマッチングを促進し、市が主催する「三次市障害者支援ネットワーク連絡会議」を通じて、関係機関との連携による就労を通じた地域社会への参画促進を図る。

### 4 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

市及びハローワーク三次は、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、要支援者に対し、適性に応じた職業紹介・斡旋を実施し、就労支援を推進する。

### 5 U I J ターン就職の支援

#### (1) 市とハローワーク三次の連携による「三次市就職・就農・定住相談・面接会」の開催

市内企業へのふるさと就職を促進するとともに、労働力確保に向けたマッチングの機

会拡大を図る。

※「三次市就職・就農・定住相談・面接会」の開催（再掲：2（1））

#### （2）移住・定住対策を通じた取組み

市及び労働局・ハローワーク三次は、市の施策に関する情報を共有し、大都市圏等からのU.I.Jターンによる移住を促進するため、企業情報や求人情報等の情報提供や移住・定住に向けた各種支援事業等の情報提供を行う。

### 6 雇用変動や雇用調整等に対する支援

市における産業施策による企業誘致などにより、一定規模の求人需要が発生した際に、市及び労働局・ハローワーク三次が情報共有を図り、個別面接会の開催や、近隣市町村における求職者の動向等に係るデータを提供することで、必要な人材確保を図る。

また、特段の事情に起因する企業活動縮小に際し、雇用調整助成金の活用や出向のためのマッチングを行うなど、労働者の雇用維持に向けて相互連携を推進する。

やむを得ず離職者が発生する場合においては、再就職支援対策を連携して行う。

### 7 外国人に対する支援

市及びハローワーク三次は、外国人雇用状況届出制度と、外国人労働者の適切な雇用管理について周知を図る。

## 第3 本計画に基づく取組に関する数値目標

本計画に基づき市及び労働局・ハローワーク三次が取組む雇用施策について、数値目標を設定する。

- ① 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職者数 7件
- ② 三次市就職・就農・定住相談・面接会への参加企業数 30社、参加者数 30人
- ③ 就職件数 880件
- ④ 求人充足件数 827件
- ⑤ 障害者の就職件数 74件